



JICS コンサルタント調達ガイドライン

平成24年4月

一般財団法人日本国際協力システム

目次

第1章 総論	2
第1.01条 適用.....	2
第1.02条 目的.....	2
第1.03条 コンサルタントの必要性	2
第2章 コンサルタント業務	3
第2.01条 コンサルタントの業務	3
第2.02条 コンサルタントの責任	3
第2.03条 コンサルタントの公正性及び中立性	3
第2.04条 不適正調達.....	3
第3章 選定手続き	4
第3.01条 契約相手方の選定の原則	4
第3.02条 コンサルタント選定委員会の設置.....	4
第3.03条 選定の手続き	4
第3.04条 特定コンサルタントの選定.....	4
第3.05条 選定委員会の審査.....	5
第3.06条 業務指示書の作成.....	5
第3.07条 プロポーザル提出依頼に係る公告.....	5
第3.08条 事前資格審査	5
第3.09条 プロポーザル提出依頼先リストの作成.....	6
第3.10条 招請状の作成.....	6
第3.11条 コンサルタントへの招請状の送付	6
第3.12条 プロポーザルの提出.....	7
第3.13条 プロポーザルの評価	7
第3.14条 契約交渉の順位の決定	7
第3.15条 契約交渉	7
第3.16条 選定されなかったコンサルタントへの通知.....	8
第3.17条 契約結果の公開	8
第4章 契約	9
第4.01条 総則.....	9
第4.02条 契約書	9
第5章 コンサルタント業務の監理	11
第5.01条 コンサルタント業務の監理.....	11
第5.02条 コンサルタント業務の審査.....	11

第1章 総論

第 1.01 条 適用

JICS コンサルタント調達ガイドラインは、一般財団法人日本国際協力システム（以下「JICS」という。）が一般財団法人日本国際協力システム定款第 4 条に規定する事業に関連して業務を行なうに当たり、被援助国に供与された贈与資金を用いて実施される事業に関して専門的な知識、経験等を有する法人又は個人（大学、非政府組織（NGO）等を含む。以下「コンサルタント」という。）を同資金により、被援助国政府に代わって雇用するに際して締結する契約（以下「契約」という。）に適用される。なお、本ガイドラインは、外務省等により本ガイドラインに優先して他にコンサルタントに係る調達ガイドライン等が制定されている場合を除き、適用されるものとする。

第 1.02 条 目的

本ガイドラインは、事業の実施に当たり、コンサルタントの雇用を必要とする場合において、適正にコンサルタントを選定し、その中立性を確保しつつその能力を最大限に活用するために JICS が遵守すべき一般原則を定めることを目的とする。

第 1.03 条 コンサルタントの必要性

被援助国（被援助国政府又はその実施機関）と JICS は、事業の効率的かつ適正な準備及び実施のために、コンサルタントの助力が必要であることを合意する場合にコンサルタントを雇用する。

第2章 コンサルタント業務

第 2.01 条 コンサルタントの業務

本ガイドラインに規定されるコンサルタントの業務とは、事業の準備及び実施における次に掲げる業務のことをいう。

- (1)事業計画の策定のための調査に関すること。
- (2)調査設計に関すること。
- (3)調達施工に係る手続きに関すること。
- (4)調達施工に係る実施監理に関すること。
- (5)調達施工後のモニタリングに関すること。
- (6)その他必要と認められること。

第 2.02 条 コンサルタントの責任

JICS は、コンサルタントに対して、業務の実施に当たり、常に適切な技術力を駆使し、十分な注意を払うとともに、その品質及び遂行に責任を持たせるものとする。

2 JICS は、コンサルタントに対して、専門的な事項について、JICS の忠実な助言者として行動させるものとする。

第 2.03 条 コンサルタントの公正性及び中立性

JICS は、コンサルタントに対して、事業に使用される財・サービスの適切性及びその費用の妥当性が確保され、設計、仕様等が競争性を阻害することのないように公正であり、また、競争に係る当事者間において中立であることを求めるものとする。

2 JICS は、コンサルタント又はその関連会社若しくは系列会社（親会社を含む。）が、第 3.04 条に規定されている特定コンサルタントに係る業務の継続分を除くのほか、同一事業における他のいかなる業務を行なうことを認めないものとする。

第 2.04 条 不適正調達

JICS は、コンサルタントに対して、日本の政府開発援助（ODA）事業等に係る業務の実施に当たり、最高水準の倫理を遵守することを求めるものとする。

2 JICS は、腐敗又は不正行為に関与したと認められるコンサルタントを相手として契約を締結してはならないものとする。

第3章 選定手続き

第 3.01 条 契約相手方の選定の原則

JICS は、コンサルタントと契約を締結するに当たり、業務の内容が専門的な知識経験等を必要とするものについて、コンサルタントの能力及び業務に要する費用を総合的に考慮して、コンサルタントを選定するための適切な方式を定めるものとする。

第 3.02 条 コンサルタント選定委員会の設置

JICS は、コンサルタントの選定に当たり、3 名以上の構成員からなるコンサルタント選定委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

第 3.03 条 選定の手続き

契約の相手方を選定する場合の手続きは、原則として次に掲げるところによるものとする。

- (1)業務指示書の作成
- (2)プロポーザル(技術提案書)提出依頼公告の掲示
- (3)事前資格審査
- (4)プロポーザル提出依頼先リストの作成
- (5)プロポーザル提出の招請
- (6)プロポーザルの評価
- (7)契約交渉
- (8)コンサルタントの決定と契約の締結

第 3.04 条 特定コンサルタントの選定

JICS は、次に掲げる各号の一に該当する場合には、委員会の審査を経て、前条に規定する手続きを行なうことなく、特定のコンサルタントを契約の相手方として選定することができる。

- (1)コンサルタント業務に必要な著作権、工業所有権等の特別な技術を有するとき。
- (2)コンサルタントとの契約によって実施する業務の全体工程が長期にわたる場合であって、所定の手続きにより選定された契約の相手方を、引き続き当該業務の契約の相手方とするとき。
- (3)関係諸機関の事業との継続的な連携が必要であると判断される場合に、当該諸機関からの推薦に基づき、当該事業に参画したコンサルタントを契約の相手方とするとき。

(4)緊急を要するなど特別な事由があるとき。

第 3.05 条 選定委員会の審査

JICS は、コンサルタントを契約の相手方として選定しようとするときは、次に掲げる事項について、委員会において審査するものとする。

- (1)コンサルタントの選定方法に関する事。
- (2)業務指示書に関する事。
- (3)公告に関する事。
- (4)事前資格審査に関する事。
- (5)プロポーザルの評価方法に関する事。
- (6)コンサルタントからのプロポーザルに係るプレゼンテーションの実施に関する事。
- (7)プロポーザルの提出を求めるプロポーザル提出依頼先リストの作成に関する事。
- (8)プロポーザルの評価及び契約交渉の順位に関する事。
- (9)その他特に必要な事項に関する事。

第 3.06 条 業務指示書の作成

コンサルタントに提示する業務指示書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 業務の背景、目的、対象地域、範囲及び内容並びに報告書作成手続き等の業務の内容等に関する事項
- (2)業務の工程、業務量の目途、対象国の便宜供与、貸与資料目録等の業務実施上の条件
- (3) プロポーザルの評価方法
- (4) 見積価格とその算出根拠の提出方法
- (5) その他必要な事項(プロポーザル提出の手続き、第 3.05 条第 6 号によりコンサルタントからのプレゼンテーションが必要と判断された場合その実施についての通知、契約の手続き等)

第 3.07 条 プロポーザル提出依頼に係る公告

手続きの開始に当たり、案件名、その概要、コンサルタントの資格、関心表明の方法等について公告を行なう。当該公告には十分な期間を設け、参加希望コンサルタントに周知されやすい適切な媒体を利用して行なうものとする。

第3.08条 事前資格審査

JICSは、前条に規定する案件情報の公告に基づいて関心表明書を提出し、候補

者リストに登録したコンサルタントに対して、事前資格審査を行なうことができる。事前資格審査は、当該コンサルタントが契約を履行する能力及び資源を有しているのかのみについて行い、その際には次の点を考慮して、審査を行なうものとする。

- (1)同種の契約についての実績
- (2)人材に関する能力
- (3)財務状況等

第3.09条 プロポーザル提出依頼先リストの作成

JICSは、前条に規定する事前資格審査を行なうなどして、当該コンサルタントをプロポーザル提出依頼先リストに登録するものとする。

2 委員会において特に必要があると認める場合には、案件情報の公告に係る手続きを経ることなく、次に掲げる基準を総合的に勘案して、相応しいと認められるコンサルタントを指名して、プロポーザル提出依頼先リストに登録することができる。

- (1) 当該業務に適応する知識、経験、手法等の技術能力
- (2) 対象国又は対象国近隣地域若しくは対象国類似地域における業務の経験
- (3) 当該業務と類似する業務の経験
- (4) 経営状況及び信用状態

3 プロポーザル提出依頼先リストへの登録は、原則として3者以上のコンサルタントに対して行なうものとする。

第3.10条 招請状の作成

プロポーザル提出に係る招請状には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 業務指示書で指示されている項目
- (2) コンサルタントの選定は、コンサルタントの適格性並びにアプローチ及び方法論に関するプロポーザルの質について評価された結果に基づいて行なわれるとともに、その業務の費用見積についての情報を評価の対象とすること。
- (3) 技術評価の項目並びに技術評価及び費用見積の配点を含む選定手続き

2 招請状の実際の発送日からプロポーザルの提出期限までの期間は、プロポーザルの作成に必要な期間とするものとする。

3 招請状には、コンサルタントはプロポーザル提出の意思の有無につき、所定の期間内に JICS に対して通知しなければならないことを記載するものとする。

第3.11条 コンサルタントへの招請状の送付

JICS は、前3条の規定に基づき業務指示書、プロポーザル提出依頼先リスト及び招請状を作成した後、プロポーザル提出依頼先リスト上のすべてのコンサルタント

に対して業務指示書を添付して招請状を送付することにより、プロポーザルの提出を求めるものとする。

第 3.12 条 プロポーザルの提出

JICS は、コンサルタントが提出するプロポーザルに、次に掲げる事項を記載させるものとする。

(1) コンサルタントの経験、能力等

過去の業務経歴、類似業務の経験、対象国又は対象国近隣地域若しくは対象国類似地域での業務の経験、当該業務に関する情報、技術職員の状況、財務状況及び業務の実施に参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

業務実施の基本方針、業務実施の方法、作業計画、要員計画、業務従事者ごとの分担業務内容(国内及び現地)、支援体制、現地業務に必要な資機材等

(3) 業務従事予定者の経験、能力等

業務従事者ごとの類似業務の経験、海外調査の経験、対象国又は対象国近隣地域若しくは対象国類似地域での業務の経験、語学能力、学歴、取得学位、資格等及び総括責任者については、特に総括責任者としての経験、能力等

(4) 見積価格と積算根拠

2 JICS は、コンサルタントによるプロポーザルの提出に当たり、前項第 1 号から第 3 号に係る書面と第 4 号に係る書面を分離し、密封して添付するものとする。コンサルタントは、提出期限内に限り、プロポーザルの全部若しくは一部の変更又は取下げを行なうことができる。

3 JICS は、一のコンサルタントから、複数のプロポーザルを受領しないものとする。

第 3.13 条 プロポーザルの評価

プロポーザルの評価は、前条第 1 項第 1 号から第 3 号の技術的内容と同項第 4 号の見積価格を対象とするものとする。

この場合、別に定める技術評価点及び価格評価点の配点に基づき評価を行なう。

第 3.14 条 契約交渉の順位の設定

JICS は、受領したプロポーザルについてあらかじめ定められた方法に基づき評価し、評価点の高い順にコンサルタントとの契約交渉の順位を決定するものとする。

第 3.15 条 契約交渉

JICS は、第 1 順位のコンサルタントと契約金額その他契約の締結に必要な事項

について契約交渉を所定の期間内に行なうものとする。

2 契約交渉に当たり、業務の実施内容及び契約金額は、合理的なものでなければならず、価格札の有効期間は、適切に設定されなければならない。

3 第1順位のコンサルタントと契約の合意にいたらなかった場合には、次の順位のコンサルタントと契約交渉を行なうものとする。以下同様の方法によるものとする。

第 3.16 条 選定されなかったコンサルタントへの通知

JICS は、選定されたコンサルタントとの契約締結後、プロポーザルを提出したが選定されなかったコンサルタントに対して、その旨をすみやかに書面で通知するものとする。

第 3.17 条 契約結果の公開

JICS は、選定されたコンサルタントと契約を締結した後、案件概要(案件名、業務等の目的)、契約者、契約日、契約金額等について贈与資金の供与者の承認を得て、公開することができる。

第4章 契約

第 4.01 条 総則

JICS とコンサルタントの間の契約書は、契約当事者の利益を十分保護するように、作成されるものとする。

第 4.02 条 契約書

契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 事業の内容並びにコンサルタント業務の内容及び範囲

当該事業及びコンサルタントによって提供される業務の範囲及び期間

(2) 契約期間

コンサルタント業務の開始日及び終了日

(3) 当事者の責任

JICS 及びコンサルタントの責任

なお、コンサルタントが共同企業体の場合には、共同企業体間の責任の範囲を明記する。

(4) 契約金額

コンサルタントに支払うべき報酬の合計金額

(5) 契約金額内訳書

コンサルタント業務に必要な経費の内訳

(6) 支払条件

支払時期、支払方法等の支払条件

なお、前払いを認める場合には、前払い保証について明記する。

(7) 履行保証

業務の実効性を確保するために、履行保証金その他履行保証を徴取することができる。

なお、当該契約が履行された場合には、直ちに履行保証金等はコンサルタントに返還されなければならない。

(8) 機器の所有権及び処分

調達される機器の所有権及び業務完了後の残存機器の処分方法

(9) コンサルタントの特権及び免除

コンサルタントに与えられる特権及び免除の範囲、特に、査証及び業務許可証、法人税・個人所得税、関税等

(10) 報告書

コンサルタントが JICS に提出する報告書の内容、部数、種類(月例報告書、総合報告書等)及び頻度

(11) 守秘義務

コンサルタントが業務上知り得た情報の秘密の厳守

(12) 個人情報の保護

コンサルタントが業務上知り得た個人情報の保護

(13) 著作権

契約に基づきコンサルタントが作成した書類の著作権の帰属

(14) 不可抗力

不可抗力状況になった場合における、JICS とコンサルタントの権利と義務。

なお、当該状況の確定及び通告に関して、コンサルタントがとるべき手続きについても規定する。

(15) JICS による審査

契約書等に相違なく成果品が完成しているかの確認などの審査

(16) 紛争解決

JICS とコンサルタントの間で、契約に関して紛争が生じた場合にとるべき手続き

(17) 契約解除

コンサルタントとの契約を解除するための条件及び手続き

(18) 準拠法

契約の解釈と履行に関して適用される法律

(19) 使用言語

英語を使用するものとする。

その他の言語が使用される場合には、英語による訳を付し、正本である言語を明記するものとする。

第5章 コンサルタント業務の監理

第 5.01 条 コンサルタント業務の監理

JICS は、コンサルタント業務に係る契約の義務が確実に履行されるように、契約の期間中関係者と緊密に連絡を取りながら業務を監理するものとする。

2 JICSは、コンサルタントに対して、適時月例報告書、総合報告書等の提出を求めるものとする。

第 5.02 条 コンサルタント業務の審査

JICS は、契約書等に規定された範囲において、次の審査を行なうものとする。

- (1)契約書その他関係書類に掲載されている事項に相違なく成果品が完成しているかの確認
- (2)納期、納入場所、数量等を契約書その他の関係書類に基づく確認
- (3)その他必要と認められる事項